

令和5年度第1回 宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会議事録（概要）

日時 令和5年8月1日（火）午後2時

場所 県庁舎9階 第一会議室

出席委員

有働 恵子 委員 東北大学大学院工学研究科 教授
小幡佳緒里 委員 弁護士
齋藤 幹治 委員 （一社）東北経済連合会 専務理事
須藤 康英 委員 公認会計士
高橋雄一郎 委員 公認会計士
○富田 真 委員 東北学院大学法学部 教授
平井 百香 委員 東北大学大学院工学研究科 助手
松浦 月子 委員 仙台商工会議所 常任委員
光安 理絵 委員 弁護士

◎吉田 浩 委員 東北大学大学院経済学研究科 教授

（◎は委員長、○は副委員長）

1 開会

2 挨拶

会計管理者兼出納局長（略）

3 議事

（1）委員会の役員選任及び各部会員の指名について

委員長に吉田委員、副委員長に富田委員が選出された。

（2）委員会の運営について

原案のとおり承認された。

（3）前回の委員会での意見への検討状況について（報告）

（資料3により説明）

富田委員：再公告関係の対応の契約方式の見直しについて、一般競争入札から随意契約等へ移行するとのことですが、予算規模等の条件は特になのでしょうか。

契約課：特に予算規模や金額の条件は定めてはおりません。

富田委員：この条件を満たせば、予算規模にとらわれなくて方式として転換をするということでしょうか。

契約課：そのとおりです。

吉田委員長：宮城第一高改築工事監理業務委託については、学校の伝統を重んじた設計とか、学校を開校しながら施工しなければならないというのが特殊であるというご説明だったのですが、どう特殊なのかというのが、当日の会場ではよく伝わらなかったもので、その他の方法でも同じことじゃないかというような質問があり、そこを準備して、今後はより分かりやすい説明に努めていただくということになります。

(4) 発注工事等の抽出事案の審議について

抽出事案1 朴島地先海岸外災害復旧工事（その2）

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

須藤委員：指名競争入札で予定価格が高額で入札参加者が1者かつ落札率が高いものを抽出しております。

仙台土木事務所：（抽出事案説明書により回答）

須藤委員：今回の工事が結構ノウハウが必要だったということで、皆さん敬遠されたのかなという予想を立てていらっしゃると思いますが、今回の工事で20者近くが入札もせずに辞退しているという状況ですが、各社に何故辞退したのか、理由を聴取したりはしないものなのでしょうか。

仙台土木事務所：基本的に直接の聴取というのは、今回はしない形で対応させていただいたところでございます。

須藤委員：今回はということは、他の工事ではあり得ることですか。

仙台土木事務所：この工事について、ということで回答させていただきましたが、基本的には、応札しない状況というのは確認しないところが多いと思います。ただ、こちらの工事を発注した時期が端境期と言いますか、忙しい時期ではない、

年度末に工事が終わって、翌年度の工事の発注がかかっている時期ということで、業者さんの手が空いているような時期ということでございましたので、次の条件等を勘案することによって対応可能だと考えております。ただ、例えば災害復旧工事が多かったり、年度末に向けて発注が多い時期には、やはり技術者の不足等が考えられますので、そのような情報について、関連する業界団体等に情報をお伺いすることはございます。

須藤委員：今回選んだ工事に関してもそうなのですが、毎回、指名競争入札になって、落札率が高くて、しかも1者入札で終わってしまった工事が抽出されることが多いと思います。私も今回選ばせてもらった理由として、入札というのは透明性が確保されるとか、いろんな要件があると思いますが、基本的には競争しなくてはいけないというのが前提にあると思います。ただ、指名された中で、1者で、しかも公表されている金額がある中で、競争することなく落札してしまうというのは、少し違和感があるところなのですが、その中で今回どうして1者で終わってしまったのかという理由を聴取して、次回に活かすような体制というのは特にはないということでしょうか。

仙台土木事務所：落札業者が決まるまでは、なかなか業者に直接聞くということではできないというか、我々も立場上、公平性を確保するのが難しいところがございます。ただ、今回落札いただいた業者さんは、1回目も参加できる条件になっていたランクの業者さんでありまして、1回目は応札せずに2回目応札した理由を確認させていただきまして、1回目につきましては、一般競争入札、総合評価方式であり、前提条件として、やはり経費、手間暇がかかると。離島なので、船で行かなければいけないということで、回答前段で申し上げました資材の運搬もあります。作業員、監督員の移動も、定期の市営汽船の連絡船を使わなければいけないということで、時間的にも限られているといった状況があるということで、やはり費用が多くかかることが想定されたということがあったようでございます。その上で、一般競争入札であったので、競争があるだろうと逆に想定したということでございます。総合評価なので、価格の他に技術力ということで会社の能力、技術者の能力等も問われた中で総合的に競争しなければいけないのであれば、やはり競争に打ち勝てないというか、なかなかその中の受注は難しいだろうという判断をして、応札をしなかったということを伺っております。

2回目につきましては、指名競争入札で価格での応札ということで、落札率が高いとご指摘いただいたところでございますが、98%強、この金額であれば施工することができると判断して応札したと伺っております。

須藤委員：今回受注された方に受注された理由を聴取しているということだったのですが、法律上どういう縛りがあるかは抜きにして、辞退された方にも、どういった理由で辞退されたのか、今回の工事に限らず聴取していれば、次の対策とか手だてに繋がっていくのかなという率直な意見で質問させていただきました。

齋藤委員：3月に被災をしたということですが、工期を見ると、9月から冬までとなっています。先ほどの理由の説明の中で、天候の影響や作業時間の制約として、秋から冬にかけて海が荒れるといろいろなものを運搬するというのは大変だということでしたが、「この季節にこの工期の中で収まるのか」という理由があって辞退した会社もあるのではないかと想定しますが、そこはいかがでしょうか。

仙台土木事務所：おっしゃるとおりと私どもも認識しております。いわゆる単年度契約の原則があり、年度末までとして工期設定させていただいているところです。もちろん工事の業務量から勘案して施工可能と判断をさせていただきますが、一般的に業者は天候の不順による潮待ちや、台船で資材を運ぶのにも深さが必要で、なかなかその想定の高位まで上がらないという状況があったということで、地元の事情を知っている方々なので、そういったことも勘案して躊躇したということもあるかと認識しております。

齋藤委員：3月の被災ということですので、もう少し早めに工事が開始できると良かったのかもしれませんが。

高橋委員：工期が12月という話でしたが、資料（指名内申書、入札調書）では、完了年月日が令和5年3月31日となっていて、別の資料（概要説明書）は7月31日となっていますが。

仙台土木事務所：当初発注時におきましては、指名内申書のとおり令和5年3月31日までの工期で発注して、これを踏まえて受注していただきました。工事の完了につきましては、先ほど申し上げた条件等が発生して、7月31日までの工期に繰り越しさせていただいております。現場については、先週になります、完成いたしました。工期につきましては、間違った表現をしたかもしれませんが、当初は年度末でございまして、それが7月31日までの工期に延期して、実際は先週の28日に完了したということでございます。

高橋委員：今回指名業者21者を選定されていますが、21者を指名されている理由は何かあるのでしょうか。すごい数だなというところもあったのですが、他の案件では少ないのも色々あるもので。

仙台土木事務所：宮城県における指名による工事の場合は20者以上ということになっております。今回の21者につきましては先ほど説明させていただいたとおり、約4,000万円弱の工事ということで土木一式のA等級が基本等級となっており、塩竈市及び隣接の合計5市町の業者を選ばせて頂いて、そちらが10者。併せて地域の事情をしっかりと把握していただく方に応札していただけないかということで、当該地区におけるもう1ランク上のS等級7者としております。さらに応札をしていただけないかということで、広域になりますが石巻、さらに基本的なブロックである松島・石巻ブロックで海岸災害復旧工事の実績のある業者を選定させて頂いて、そちらが4者ということで21者を選ばせていただいて、複数の応札といいますか、極力応札を頂ければということで、今回の対応をさせて頂いていたところでございます。

有働委員：3月末だった工期を7月に延期したということでしたが、それ相応の理由があれば、延期が可能ということは、業者の皆さんは分かっているということになりますか。

仙台土木事務所：基本的には先ほど申し上げましたように、単年度予算の原則ということで、年度内に完了するというを前提に、我々は工事を発注させて頂いております。ただし、やむを得ない事情が発生した場合には、今回の場合ですと国の国庫負担を活用した災害復旧工事で国から負担をいただいているということで、財務省の翌年度債務負担にかかる承認をいただくことによって繰越はできるという形で、やむを得ない場合は、そのように対応させて頂いております。

工事につきましても、年度内に終わらないということは事実上数多くあるということで、そういった場合については繰越手続きをして延期するということは、業者さんは認識されているものと考えております。

有働委員：そうすると、先ほどの海象とか、海の状況によって期日までに終わるのが難しいというようなことは、充分業者としては考えられて、そういう理由であれば延期できるだろうということは想定できるような気もしたのですが、それでもなかなか応札される業者がいなかったということになるのでしょうか。一つ大きな理由として、それを挙げられていたと思うのですが。

仙台土木事務所：制度的には、やむを得ない事情により翌年度に繰り越すということがあるというのは、業者さんも承知しているところであると思います。ただやはり民間企業ですので、期間がかかれば経費もどんどん増えていくということが考えられるので、基本的に業者が自ら進んで延期を望むということはないと思います。あくまでやむを得ない事情の場合、延期する制度があるということを確認しているということで考えております。

有働委員：5ページ（入札調書）に辞退と失格とあるのですが、これについてご説明いただければと思います。

仙台土木事務所：辞退については、指名通知を受けた業者が入札辞退の届出をしたもので、失格については、その届出をしなかったものです。

抽出事案2 県民会館・NPOプラザ複合施設新築設計業務委託

（抽出事案担当委員の選定理由説明）

須藤委員：随意契約で予定価格が高額なものという視点で抽出しております。

高橋委員：契約が高く、かつプロポーザルによる随意契約である先ということで、今回の案件を抽出しております。

消費生活・文化課：（抽出事案説明書により説明）

須藤委員：質疑の4で、選定業者と評価方法のことについて伺っておりますが、地域要件のようなものは特にはないのでしょうか。地元の業者であれば受かりやすいというようなものは。

消費生活・文化課：今回の案件につきましては、非常に大型のプロジェクトです。地元では難しいということで、特にそういう要件を設けてございません。

須藤委員：最初の選定の中に地元の業者は1者もいなかったのでしょうか。

消費生活・文化課：おりませんでした。

須藤委員：地元の象徴的な建造物を建てるのに、やはり地元の業者にもある程度関わってほしいというのが意見としてあったので、聞かせていただきました。

高橋委員：今回10者から5者を選定され、最後は第2段階審査結果というところで1者が選ばれるわけですが、その1位と2位の差は、点数で言うとどれぐらいの差がつくものなのでしょうか。

消費生活・文化課：申し訳ございませんが、審査結果を公表しておりませんので、点数の差は申し上げられません。

高橋委員：判定委員会の中では、審議されて全員同意するというか、最終的に全員一致の意見なのでしょうか。

消費生活・文化課：この案件につきましては、手法としては、プレゼンを聞いて、まず機械的に採点をして、各委員からその自分が採点した理由などを説明して、委員皆さんで意見交換をして決めているので、最後は全員の合意の下、第1順位を決めています。

高橋委員：そのようにして選定された1者と随意契約することになると思うのですが、この選定過程の中で、金額はまったく出てこないものなのでしょうか。

消費生活・文化課：最後にならないと金額は出てきません。

高橋委員：公募型プロポーザルというのはそういうものと思うのでしょうか。点数のことを先に聞いたのは、例えば1点差で、金額も競う部分があったとした場合に、5,000万の差があったとして、1点の価値は5,000万なのかとか、そういうところでいろいろ考えるところもあるのかと思って質問しました。

消費生活・文化課：今回の公募型プロポーザルは、あくまでも提案内容で競ったので、特に金額はお伺いしていません。判定委員の先生たちも、A社は3億円だったとか、B社は2億円だったという金額ではなく、各者のホールを作る時の提案力とかアイデアだけで競ったので、特に価格で差がつくというようなものではありません。

高橋委員：制度として、価格の要素は今後も入る余地は無いのでしょうか。それとも入れることもできるものなのでしょうか。

契約課：プロポーザル方式につきましては、案件によっては価格にも評価点をつけて、評価しているものもございます。それは発注課毎に、どのようなものを建てるか、判定委員会、あるいは選定委員会で、その選定の方式を正式に決めるのですが、その際に価格も入れるかどうかといったことも含めて決めて、それをもって公募するという形になっております。

高橋委員：今の話ですと、その公募段階で価格が評価に入るか入らないかというのが決まってくるということで、そこに書いてなければ、内容で勝負するということでしょうか。

契約課：今回の案件についてはあくまで価格については考慮せずに、アイデアのみで選定を行ったということだと思います。

吉田委員長：第1候補に決まった業者が大変優れている、ではいざ契約となったら、10億円です20億円ですということになった場合はどうなるのでしょうか。第2位の業者の方が、とか、こんな贅沢な仕様は20億円では、というような、価格面における管理運営というのはどうなっているのでしょうか。

消費生活・文化課：プロポーザルの判定委員会では、設計候補者1番の方と2番目の次点候補者を選定させて頂いています。1番の方はもちろん第一優先ですので、そこで随意契約の手続きに入っていくという流れですが、実際に随意契約の手続きで成立しないということがあった場合は次点の方にお話が行くということはあるかと思っておりますので、その可能性のために次点候補者も選定させていただいております。

見積書をいただいて、県の価格と合わなければ、もう一度見積りという形で何度か見積合わせをして、最後まで整わなければ次点の方にこの権利が移るという形で、まずは第1順位の方と何回か見積合わせを重ねる形になります。

平井委員：今回プロポーザル方式ということで、良い提案を広く募ることが第一の趣旨と認識しております。一方、大規模な劇場・音楽堂・文化ホールの実績がないと第1段階での評価を得るのが難しいため、必然的に東京の大手の組織設計やゼネコンが多く参加されていたのではないかと思います。最近の案件を見ますと小さい事務所であっても、JVでどこかと組んで挑戦できるようになっていたり、間口を開いているような形式のものを見かけますが、今回JV等も認められていたのでしょうか。

消費生活・文化課：JVと明記している訳ではないのですが、「設計チーム」として、5人の設計者でチームを組んでいただくのですが、もちろん筆頭の会社さんがいらっしゃって、それ以外に他の協力会社さん、別の会社さんの方から協力いただいて、チームを組んでいただくことはできるようになっております。

富田委員：追加配布の資料4-2のIIの配点ですが、上段の20点のうち、主任担当技術者の場合は総合で8、中段の配点が倍になって40点で、そのうち主任担当技術者が総合で10というようにこの数値が違ってくるのは、その工種の種類ですとか業種によってこのような差異を設けていると理解してよろしいでしょうか。

消費生活・文化課：左様でございます。

富田委員：どのような根拠に基づいて行われているか、一貫した統一的な基準というのはもちろんあるのだと思うのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

消費生活・文化課：今委員がおっしゃられているのは、総合や構造といった、各担当分野のところでございます。まずその部分でまいりますと、管理技術者や総合というところは、取りまとめ的な業務が入ってまいりますので、構造・電気・機械などの各詳細分野を取りまとめるリーダーのような方になるので、その方がやはり重みが少し高いというところがまず一つございます。

それぞれの資格と技術力でそれぞれ20点、40点、20点と言うような配分自体は、プロポーザルの選定委員会の方で決めているところでございますけれども、一級建築士ですとかそういった資格をお持ちの方の配点が20点ですとか、あるいは先ほど指摘もございましたけれども、同様の規模の実績があるというようなところも技術力として期待したいところではございますので、40点という配点があって、それを管理技術者とか、チームで分担して点数として加算するようになっています。

富田委員：追加配付資料の2ページの技術力、設計者の評価点のところの実績係数Aが0.7で実績係数Bが0.3と数値が出ていますが、この数値は全国的に統一された基準の数値を使われているということでしょうか。

消費生活・文化課：プロポーザルのガイドラインというものを国交省で出してい

て、基本的にはそのガイドラインをベースにした判定の採点基準となりますが、今回の場合は、まず一つはホールであるということで、ホール自体が特殊であるということ。それから複合施設であるということと、切り口が二つございますので、その実績係数Aとか実績係数Bというところは、今回の件に関してその特徴部分を盛り込んだ内容になっておりますので、すべてがこういう形になっている訳ではないと思います。

富田委員：そのケースによってどうしても違いが出てくるということですね。

消費生活・文化課：おっしゃるとおりです。

光安委員：プロポーザル判定委員会の委員は何名おられたのかということと、判定委員会において価格の点を判断の考慮要素にしないのかとか、すべきではないかという議論がなされたのかということと、ものによっては価格も評価にする場合があるというご説明がございましたけれども、この公募型プロポーザルにおいては、特殊な良いものを作るという観点から、むしろ評価基準にしないことの方が多いかお伺いしたい。結構な金額で驚きもありまして、東京オリンピックの時の新国立競技場は、始めにすごく斬新的なデザインが出てきたけれども、結局色々あって、ということも思い出すものですから、お伺いしたいと思います。

消費生活・文化課：まず人数ですけれども、プロポーザル判定委員会は7名の方で組織し、審議をいただいています。

価格の面でというお話でございますけれども、先ほど申し上げました国交省のガイドラインの方でも価格は項目に入っておらず、建築設計の場合は先ほども触れましたけれども、国交省で積算基準を公表していますので、業者さんの方でもある程度同じような積算ができるということがございますので、細かい差異はあるにしても、国交省さんの計算式を使えば我々の積算と業者さんで概ね同じような金額を出すことはできますので、設計業務の価格に関しましては、そういった意味では適正な業務の金額ははじけているということはあるのだろうと思います。そういった意味で建築設計のプロポーザルに関しましては金額の要素は入っていません。もちろん他の自治体で入れているところもあるかもしれませんが、今回のケースもですが建築設計に関しては他の自治体さんを横断して見ても結構価格は評価基準に入っておらず、それは普通に別途積算できるので、価格は入れずに純粋な実力で競っていただくというパターンは結構あるかと思います。

光安委員：新しくできるものへの期待もあってお伺いします。先ほどホールが特

殊でというお話がありまして、差し支えなければ、どういった点が特殊なのでしょうか。

消費生活・文化課：今回2,000席規模の大きなホールになります。現県民会館をご覧になったことがあるかもしれませんが、現県民会館が1,590席で、それよりも大きなホールになっております。

ホールを思い出していただきますと、ホールの中身は一つの大きな部屋に柱もなく、天井もものすごく高く、ものすごく大きな箱ができあがる。そういった構造を構えなければならないという特徴がございます。オフィスビルのように、部屋自体がそんなに小さくなく、柱がたくさん立って壁がたくさん入れられてというのとはまた違いがありまして、すごく大きな箱を作れるような設計をしなければならないという構造的な面がまず一つ。それからやはり音響ですとか、舞台がどの席からも見えるようにですとか、音響や照明や舞台関係など、ホール自体がそんなに数があるものではございませんので、その知識技術というところも、他のオフィスビルなどとは違いかなり特殊な、独特の世界があるというところが、特殊性が高いというところの要因としてあげられると思っております。

光安委員：ホールとして特殊というより、ホールであるから、通常の建物より特殊なのだというご趣旨だったわけですね。了解いたしました。

小幡委員：私も資料を拝見した時に、どうして地元の業者が入っていないのかなと思いました。県民会館ですとかこういう施設こそ、地元地域の業者さんに入ってくださいとか選んでいくということがあってもいいのかなと思ったのですが、今回のものについて地元の方を選定の中に入れなかった理由をお聞きしたいのと、それが通常の手配なのかどうか。このままだと結局大手の都市部の業者が常に請け負うような形になってしまうのではと思うので、その辺りの手配をお聞きできればと思います。

消費生活・文化課：特に地元業者を排除する規定を設けた訳ではなく、資料4-2にもありますとおり、実績があるかどうか。先ほど申し上げたホールの特殊性というか、県内でホールはそんな頻りに作られてないので、県内の地元業者さんで、代表になってホールを作った会社というのは多分ないと思います。先ほど申し上げたようにJVは否定していませんでしたので、大手の中に地元業者が入ることは何も否定しておりませんので、トップになるような大手の業者が、地元にあえて声をかけなくてもやっていけるといえるのか、あるいは我々の方であえて地元業者を入れてくださいというのは、実績がない中で入れる根拠が逆でないのかな

と思っております。地元業者を入れない取扱いどうなのかということですが、私どもの課で発注を行っているのは今回のホールに関してだけです。土木の営繕課で発注するときはそういう条件を入れることも可能だとは思いますが。少なくとも私どもの課ではですので、他の案件については今は回答できかねます。

小幡委員：大手の方に地元業者を入れてくださいというのは、要求としては容易ではないというか、難しいものと思ったのですが、地元の業者を育てる意味でも、地元業者も関与・参加できるような仕組み作りもあっていいのかなと思いました。

抽出事案3 慶長使節船ミュージアムエスカレーター更新工事

(抽出事案担当委員の選定理由説明)

高橋委員：落札率及び契約が高いにもかかわらず、入札参加業者数が1者の先ということと、あり方検討委員会のような組織がある先というところで抽出しております。

設備課：(抽出事案説明書により説明)

齋藤委員：角度とか長さとか、場所によってオーダーメイド的なものがあると思うのですが、実際に設計するときの標準的なガイドライン、要は県が予算をとる時に、参考になるような設計基準があって、それに基づいてこの金額が妥当だという形になっているのでしょうか。

設備課：今回のエスカレーターというのは、2ページの説明書で書いてありますとおり、揚程が1号機が10.7m、2号機が18.5mとなっております。公共工事のエスカレーターというのはあまりなく、設備課でも今回初めてでしたが、他の例を参考に調べてみますと、東京都の町田市の庁舎で使われているのが4.5mの揚程、水戸市の本庁舎で5.0mとなっております、10何mある階高というのはありませんので、主流は4mから6mくらいが平均かと思っております。今回の案件につきましては非常に特殊性があると考えておりまして、私どもの方で整備をするにあたって、標準的な仕様書などを設けてはおりませんので、今回の揚程に合うような工事費を、参考的に見積もりを徴収して、予算化したという状況となっております。

齋藤委員：今のお話だと、1号機が10mで、2号機が18mで、参考にしたのが4から6mのエスカレーターということでしょうか。

設備課：一般的に使われるのはそのぐらいですが、今回はかなり特殊性があるので標準的な仕様はなく、ということはもちろん価格についても決められていませんので、今回に合った参考見積もりを徴収して、予算化したということです。

高橋委員：総合評価結果一覧表の価格以外の評価を見ますと、あまり点数が加算されていないようですけれども、この評価点には最低基準のようなものはあるのでしょうか？

設備課：加点方式になりますので、極端な話0点でも特に問題ないということになります。技術者であったり、地域貢献であったり、加点にする要素がなかったという結果になっております。

抽出事案2 県民会館・NPOプラザ複合施設新築設計業務委託 補足説明

消費生活・文化課：地元業者が入る余地がないのかとのお話がありましたが、資料4-2の3ページの指名内申書に、WTO該当と記載をしております。委託対象額7億7,900万円ということで、一定額以上の設計業務になりますと、WTO政府調達協定の対象になります。WTO案件の場合、全世界から事業者を募集するという形になりますので、通常のプロポーザルの要件である入札参加資格登録要件や、事業所等の所在地に関する要件について、今回の案件では地元業者というような縛りがかけられないということをご補足させていただきたいと思っております。

契約課：地元業者のことでお話をさせていただきますと、建設工事につきましても設計コンサル等につきましても、JVを活用する場合がありますが、案件により地元業者を入札参加条件に加えたり、また総合評価方式の場合、地元業者の活用状況というのも加点の項目とさせていただいているところです。また、設計JVにつきましても今年度から地域型という地元業者を活用したJVという制度の方も改善を図っておりますので、適用は今後とはなりますが、制度の運用を図っていきたいと考えております。

(審議結果まとめ)

吉田委員長：審議結果について申し上げます。今回の抽出事案3件については、基本的には概ね妥当であるという判断に至りました。それぞれについて簡単に概要をお話したいと思います。

1番目の朴島地先海岸災害復旧工事について、見解と助言と二つに分けたいと思っております。私どもの見解としては、今回の契約では、不調となった後に基準に基

づいて21者を指名した後の結果としての1者入札であり、手続き上の不備があったのではなく、妥当と判断致しました。

助言ですが、公共工事は、競争入札であることを原則として考えるならば、より多くの事業者の参加が促進されるべきであると考えます。価格面以外での、発注時期の工夫、その他の諸条件等の入札環境の整備を通じて、より多くの入札者の参加を目指すべく、基本的には業者にヒアリングしないということでありましたけれども情報収集に努めていただいて、こういう点を改善すれば入札できたのという話があれば、次回から反映していただきたいと考えております。

2番目の県民会館の件ですけれども、抽出理由は高額な随意契約というところから始まったわけですが、公募型プロポーザルと判定委員会の基準に基づく審議を経て複数の候補者の中より選定されているという意味において、契約プロセス全体を通してみると競争的な状況が存在したと言え、妥当と判断いたしました。ただし、このプロセスの核は、判定委員会の透明性にあるといえると思いますので、委員の構成、ルールの設定、議論の概要等について事後的でも良いので他者が検証できるように、透明性について適切な運用の確保をお願いしたいと思えます。また、地元の業者の関与を拡充する途についても検討をしていただきたいと意見が出ました。

3番目、慶長使節船ミュージアムエスカレーター更新工事ですが、部品調達、エスカレーターの長さ並びに他の入札不調の事例も見られることから、結果として入札参加者が1者となったことはやむを得ぬ側面もあると考えられ、この契約については妥当だと判断しました。助言事項は特にございません。

もし分かればですが、県民会館ホールの判定委員会について学識経験者等による委員によって審議されたというご説明がございましたが、この委員の構成について、情報があれば教えていただきたいという意見が審議の中で出ました。また、今日示していただいたルールの設定は、元々宮城県にあるルールなのか、この判定委員会で作った今回限りのルールなのか、そこも教えていただければと思います。

消費生活・文化課：判定委員会の構成は7名で、学識経験者2名、文化芸術関係者2名、NPO関係者1名、行政関係者2名の合計7名で名前も全部ホームページに掲載しております。それから第2段階評価の後の講評についてもホームページに掲載しておりますので、審議の過程はきちんと公開してございます。

基準、判定についてはそれぞれ案件毎に決めますので、今回はこの県民会館のプロポーザルの基準として、判定委員会で決めてもらったものでございます。

齋藤委員：やはり地元の方に、という思いはあるのですが、その判定委員は皆さ

ん地元の方なのでしょうか？

消費生活・文化課：学識経験者は東北大学と東北工大、他の委員も全員地元で活躍されている方々です。

(5) 入札・契約制度の改正について（令和5年4月適用）（報告）

（資料5により説明）

(6) 建設工事等の入札執行の状況について（報告）

（資料6～9により説明）

- ・ 令和4年度の入札執行の状況について
- ・ 入札方式別発注工事について（R4.11.1～R5.3.31）
- ・ 入札方式別発注建設関連業務について（R4.11.1～R5.3.31）
- ・ 指名停止の措置状況について（R4.12.1～R5.3.31）